



暖かな春の陽気と共に、新年度がスタートしました。花の盛りもいつしか過ぎて、葉桜の季節を迎えました。MLB（メジャーリーグベースボール）公式戦が開幕し、大谷翔平選手の活躍が素晴らしいですね。日本の若者が海外へ進出して活躍する姿に、胸を打たれます。大谷選手のように大業を成せずとも、何か少しずつ、実績を残していきたいものです。



## 外注費と給与の違い

「この支払いは、外注費なのか給与なのか」と悩むことが多いかと思います。会社は外注費で処理できれば、消費税の控除が出来て節税につながります。逆に、税務調査で外注費が否認されて給与とされると、消費税の控除も否認され、社会保険料の負担や源泉所得税の徴収漏れという問題も起こってしまいます。

こうした事例を扱った裁判事例では、**給与者（と外注者の違い）**については、以下のように定義しています。

『雇用契約とは、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者および使用者が合意することによって成立するものであります。そして給与等とは、雇用契約または、これに類する原因に基づき、自己の危険と計算によることなく、使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものと解されます。』

要するに裁判事例では、外注費と給与の区分けについては、以下のように判断基準を明記していますので、会計処理する際はご注意ください。

- ① 役務の具体的な内容や方法について対価の支払者から指揮監督を受けているかどうか
- ② 対価の支払者から作業時間を指定されるなど時間的な拘束を受けているかどうか
- ③ 対価の支払者から材料や用具等の供与を受けているかどうか
- ④ 役務の提供を行う者が自己の責任において他者を支配し、  
その他者が代替して役務を提供することが認められるものではないかどうか

なお、参考までに、外注費と給与の違いを明確にするうえにおいて、消費税基本通達1-1-1に個人事業者について事業所得と給与所得の検討比較がされている箇所が参考になるので記載しておきます。

判定項目	給与となる	事業となる
1.その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるか。	NO	YES
2.役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるか。	YES	NO
3.まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、その者が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるか。	YES	NO
4.材料を供与されているか。	YES	NO
5.用具を供与されているか。	YES	NO

## 「相続・贈与のQ & A」



### Q. 遺産分割協議が進まず、納期限に相続税申告できません。納税が間に合わない時のペナルティーを教えてください。

相続税の申告と納税の期限は、被相続人が死亡した日の翌日から10か月以内です。相続税の申告書の提出が遅れ、それに伴い、納税も期限内にできなかった人は、申告しなかったことに対する「無申告加算税」と納付が遅れたことに対する「延滞税」を納めることになります。無申告加算税や延滞税を免れるには、財産を受け取る前でも仮の財産額を計算して申告するようにしましょう。

相続財産の分割で、実際に受け取った額と仮の財産額に差額が生じる時は、修正申告、もしくは更正の請求をしましょう。宅地の評価額を最大8割下げる「小規模宅地の特例」は期限内申告と納税をしなければ、使えなくなりますが、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して、遺産分割協議後に更正の請求書または、修正申告書を提出することで、適用可能となります。

### Q. 教育費・お祝い金に贈与税は、かかりますか？

扶養義務がある人の教育費や生活費を負担するのには、贈与税は、かかりません。ただし、まとめて渡す場合は、注意が必要となります。まとめて渡す場合は、「教育資金の贈与特例」を活用するのも一考です。一括で渡しても1500万円まで非課税になります。

扶養義務がない人へのお祝い金についても、常識的な金額の範囲であれば、贈与税の課税対象とならないことが通達に定められています。もし、常識的な範囲を逸脱していたとしても、受贈者一人当たり年間110万円の基礎控除がありますので、その範囲までであれば、課税されません。

### 【顧客紹介の「情報提供料」は交際費？】

業務拡大のためには、新規顧客の開拓が重要といっても、ゼロから新たな取引先を獲得するのは、容易ではありません。実際には、既存顧客からの紹介やプロの業者への依頼などでみつけることも多いかと思います。ここで発生する「お礼」ですが、専門の顧客紹介業者が相手であれば、「情報提供料」として経費にできます。

しかし、知人に紹介してもらう場合は、謝礼金としての性格が強くなるため原則的には交際費に含まれます。とはいえ、相手が個人であっても、**3つの要件**をみたせば、情報提供料として処理することもできます。

- ① 謝礼金があらかじめ締結された契約に基づくものであること
- ② 謝礼をうけるための条件が契約で具体的に明らかにされていること
- ③ 謝礼金の額が対価として相当の金額であること

このため、たとえば、「知り合い紹介キャンペーン」など条件を記載したポスターやチラシなどの書面を残し、前もって「新規のお客さんを紹介してくれたら謝礼をこれだけお支払します」と明らかにしておきましょう。その額が過大でなければ「情報提供料」になります。

こうしたことを勘案しながら、税務調査にも備え、顧客拡大に活用してみてください。

## 4月の運勢

### おひつじ座

絶好調の金運です。稼げる、貯まる、良い買い物もできると、三拍子そろっています。

### おうし座

遠慮しないで人に頼ってよいときです。苦手な作業は得意な人にお願いしましょう。

### ふたご座

仕事がうまくいかないと感じることがあったら、原因は日常生活の中にあります。生活を改善してみましょう。

### かに座

多くの味方に助けられて、ハッピーに過ごす1か月になるでしょう。お金も増える暗示があります。

### しし座

大きくステップアップする運気です。ここで頑張れば、難しいことに挑戦できます。

### おとめ座

今月は、努力したり、頑張ったりしなくてもOKです。物ごとがスムーズに進むので、流れに任せましょう。

### てんびん座

浪費の予感。今月は冷静で判断力もありますが、自分の出費を抑えるのが難しいようです。

### さそり座

優しい気持ちになれるとき。過去のイヤなこと、水に流せるでしょう。

### いて座

自分の力で稼ぎ出す運です。持っている技術がお金に直結しましょう。

### やぎ座

子供の頃、両親に教わったことが、今の仕事に役立つでしょう。金運もやや上昇傾向です。

### みずがめ座

抱えていた問題が解決に向かいます。トラブルが起きる可能性は皆無です。

### うお座

友人がお金を運んでくる運気です。買い物の際は紹介制度などを利用してみてください。



(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp 🌐 http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に

お問い合わせください。

スタッフ一同、心よりお待ちしております。